## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

作業内容

分別解体等の方法

## 1 分別解体等の方法

工

工

程

程	①仮設	仮設工事	□手作業
, í		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
と	②土工	土工事	□手作業
(T)		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
作	③基礎	基礎工事	□手作業
業内		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
容	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
及		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
び	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
解		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
体	⑥その他 ( )	その他の工事	□手作業
方		□有  □無	□手作業・機械作業の併用
法			
2	解体工事に要する費用		円
2	,,,	TT 7 以上十次 車 43 の 45	円)
	(うち取引に係る消費税 (注)解体工事の場合のみ		円)
	(任) 解件上事()場口()の	-(一百山東) タ る。	
3	再資源化等をするための施設	の名称及び所在地	別紙のとおり
4	再資源化等に要する費用		円
	(うち取引に係る消費税	及び地方消費税の額	円)

## 別紙

## (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

<sup>\*</sup>受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)